

児童扶養手当は、父又は母に重度障がい(※)がある児童を監護している方も受給することができます。

申請にあたっては原則医師の診断書が必要ですので、事前にお住いの区の保健福祉課福祉助成係までご相談ください。

なお、障害年金（障害基礎年金又は障害厚生年金）1級を受給している場合、身体障害者手帳の概ね2級以上をお持ちの場合などは診断書の提出を省略できることがあります。併せてご相談ください。

※父又は母における重度障がいの範囲（児童扶養手当法施行令別表第二）

1. 次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの

ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/二視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの

ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

4. 両上肢のすべての指を欠くもの

5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

7. 両下肢を足関節以上で欠くもの

8. 体幹の機能に座つていてはできない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

10. 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

11. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの

(備考)

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。